

令和7年度福井県衛生環境研究センター所内研修会について

「衛生環境研究センター 技能研修制度」に基づく令和7年度の福井県衛生環境研究センター所内研修会については、以下のとおりです。

開催状況

研修会2回（第2回は2本立て）

研修内容および参加状況

	研修内容	参加者
第1回	化学物質管理者による伝達研修 講師：化学物質管理者 村田所長	22名
第2回	危険物保安監督者による危険物の保安全管理研修 講師：危険物保安監督者 保健衛生部 細菌・ウイルス研究 G 野田研究員	21名
	保護具着用管理責任者による伝達研修 講師：保護具着用管理責任者 保健衛生部 石森部長	

所内研修会実施報告書

日 時	令和7年8月4日(月) 14:00~14:55
場 所	テレメータ棟2階会議室
参 加 者	講 師：化学物質管理者 所長 村田健 受講者：22名

第1回 化学物質管理者による伝達研修

【目的】

労働安全衛生法改正にて化学物質管理者が設置義務化、令和6年4月1日に施行された。7/10に化学物質管理者講習で受講した内容を当所職員に周知することで化学物質管理者について理解してもらう。

【内容】

講師から、講習で使用されたテキスト資料に基づき、化学物質管理者講習の内容について概要説明があった。

0. テキスト紹介

1. 化学物質管理者の選任

2. 化学物質管理者の職務

2-1. 災害発生時の対応

2-2. 応急処置の考え方

2-3. 化学物質の有毒性

2-4. 過去の労働災害事例

2-5. 労働者に対する必要な教育

- ・ 雇い入れ時の教育事項8項目→具体的内容を含むため、各Gで実施する必要性あり。
- ・ 化学物質管理者の役割→教育カリキュラム計画策定と実施状況の管理

3. 化学物質のリスクアセスメント

- ・ 当センターの実施状況 (当所) H28改正時コントロール・バンディングにて実施
- ・ リスクアセスメント実施支援ツールについて
→全ての化学物質をクリエイト・シンプルで実施すべき

4. リスクアセスメントの結果に基づく措置

○質疑応答

Q 当所は強酸等危険性の高い化学物質を業務で使用し、過去に一人作業で労働災害が起きている。夜間に一人で作業するG員がいるが、労働災害のリスクに対してどのような体制をとればよいと考えるか。

A リスクの高い作業を一人で行うことのないよう情報共有、スケジュール管理が必要と考える。

Q 労働者に対する必要な教育で化学物質管理者の役割として、教育カリキュラム計画策定があげられていたが、具体的にどのように進めていくことを考えているか。

A 従前から各部で実施してきたと聞いている。来年度からは、そのことについて計画策定、実施状況管理をしていく。

Q リスクアセスメントは業務ごとにする必要があるとのことだが、作業工程ごとということか。

A 作業工程ごとに使用する薬品の量、1日の作業時間、1週間の作業日数、作業環境などを入力し、リスクを見積もる必要がある。

○研修会の様子



所内研修会実施報告書

日 時	令和8年2月2日(月) 10:30~11:50
場 所	テレメータ棟2階会議室
参 加 者	講 師：危険物保安監督者 保健衛生部 細菌・ウイルス研究 G 野田研究員 保護具着用管理責任者 保健衛生部 石森部長 受講者：21名
第2回 所内研修会	
危険物保安監督者による危険物の保安管理研修	
【目的】 当所で取り扱っている危険物について、遵守すべき関連法令、保管する際の注意点等について危険物保安監督者から学び、危険物を取扱い貯蔵するすべての部署に危険物の保安管理について法令順守に努める。	
【内容】 講師から配布資料に基づき、危険物の保安管理の内容について説明があった。また、令和7年11月の消防署立入結果とそれによる変更点等の説明があった。 最後に、危険物保安監督者から各所属における危険物の貯蔵管理の現状確認と見直し、古い試薬の廃棄など危険物の適正な保安管理の運用に努めるように依頼があった。	
1. 消防法における危険物とは 2. 消防法上の規制 ・消防法と市町村条例 ・消防法対象(指定数量以上)：屋内貯蔵所(危険物倉庫)、地下タンク貯蔵所 3. 指定数量とは 4. 屋内貯蔵所 5. 地下タンク貯蔵所 6. 危険物取扱者 7. 取り扱い上の注意	
○質疑応答 Q 本館における指定数量の合算の考え方は。 A 本館建物全体の合算ではなく、参考資料にあるとおり防火扉で区切られた区画ごとに合算する。それぞれの区画ごとの合算値が0.2未満であれば条例等による規制はない。 Q 指定数量1/5以上指定数量未満対象となる福井市の条例による規制とは具体的に何か。 A 掲示や傾斜床、ためますの設置等が必要となる(補足)。 Q 本館および屋内貯蔵所の各所属での現状調査は任意か。 A 任意である。 Q 屋内貯蔵所利用規定は変更ないか。 A 今のところ変更ない。	

保護具着用管理責任者による伝達研修

【目的】

労働安全衛生法改正にて保護具着用管理責任者が設置義務化、令和6年4月1日に施行された。

12/23 に保護具着用管理責任者講習で受講した内容を当所職員に周知することで保護具着用管理責任者について理解させる。

【内容】

講師から、講習で使用されたテキスト資料に基づき、保護具着用管理責任者講習の内容について概要説明があった。

0. 研修カリキュラム紹介

化学物質管理と保護具着用管理責任者

1. 化学物質管理の体系
2. 化学物質管理者と保護具着用管理責任者の職務
3. 化学物質関連の災害の傾向
4. 化学物質の有害性と情報の入手
5. 小分け試薬の表示義務化
6. 保護具と選定時の注意点
 - ・ 保護眼鏡、保護手袋、呼吸用保護具
 - ・ 化学防護手袋
 - ・ 有害ガスと指定防護係数

<研修会の様子> 左：危険物保安監督者、右：保護具着用管理責任者

